民間検定試験（&「一発型」入試）についての論点と私見

検定試験活用シンポジウム

平成31年3月19日（火）

安間敏雄　（神奈川大学理事長付特別審議役）

民間検定試験活用について

◎**様々な検定試験**は、人生100年時代を迎え、マルチステージの人生(「LIFE SHIFT」)が到来する中では、生涯学習の理念・実現が重要とされ、各人の学校内外での学習活動の成果を評価・判定し、それを次の学習・職業・活動につなげる**重要な手段**。

◎**大学入試との関係**でも「エドミストンの3原則」【cf.p10】に照らし、受験生の過去(成績)及び未来(意欲)を証明する**重要な機能**をもつものであり、積極的な活用を期待。

◎入試に活用する際、検定試験の**公正性・公平性**が問題との意見があるが、そもそも入学判定にあたって、「大学の使命(評価すべき能力)を定義し選考方針を定めるのは**大学自身**(「これからの<正義>の話をしよう」)」であり、活用の理由を明確にし、方針とともに事前に公表している限り問題ではない【cf.p14】。

◎そもそも、**法令**（大学設置基準）**上**、

「文部科学大臣が別に定める学修（※）を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる（第29条第1項）」

としており、これに基づき多くの大学が検定試験合格による**単位認定を実施**している。

単位を認定している検定の公正性・公平性を問題視すること自体**矛盾**しており、これに入学「前」に合格していることを認めない理由も不明。

※平成3年文部省告示第68号（大学設置基準第29条第1項の規定による大学が単位を与えることのできる学修）

１１　…トフル及びトーイック又は次に掲げる要件を備えた知識及び技能に関する審査であってこれらと同等以　上の社会的評価を有するものにおける成果に係る学修で、大学において大学教育に相当する水準を有すると求めたもの

イ　審査を行うものが国または一般社団法人若しくは一般財団法人その他の団体であること。

ロ　審査の内容が、学校教育法第83条に規定する大学の目的に照らし適切なものであること。（以下略）

【参考:神奈川大学において単位認定する検定試験】

（横浜キャンパス対象）

別表第１　（横浜キャンパス対象）

（1）各種英語検定　※下記表の基準は2007年３月31日までに取得した者

（略）

（2）各種英語検定　※下記表の基準は2007年４月１日以降に取得した者

検定試験	認定基準	認定科目の名称	単位	認定単位数	認定科目群	学部学科
実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会） TOEFL®（国際教育交換協議会）（注１） TOEIC®（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）（注4） IELTS（公益財団法人日本英語検定協会）	１級 96点以上（590点以上） 850点以上 6.5以上	英語技能資格Ｂ又は 英語技能資格ＡⅠ 英語技能資格ＡⅡ	6 4 2	6	関連科目	英語英文学科
		技能資格（英語）Ａ 技能資格（英語）Ｂ 技能資格（英語）Ｃ	2 2 2	6	外国語科目	国際文化交流学科（注２）
		技能資格（英語）ａ 技能資格（英語）ｂ 技能資格（英語）ｃ	2 2 2	6	選択必修	
		技能資格（英語）ＣⅠ 技能資格（英語）ＢⅠ 技能資格（英語）ＡⅠ	2 2 2	6	外国語科目 ただし，人間科学科は関連科目	英語英文学科及び国際文化交流学科を除く全学科（総合工学プログラムを含む。）（注３）
実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会） TOEFL®（国際教育交換協議会）（注１） TOEIC®（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）（注4） IELTS（公益財団法人日本英語検定協会）	準１級 71点以上（530点以上） 675点以上 5.5以上	英語技能資格ＡⅠ	4	4	関連科目	英語英文学科
		技能資格（英語）Ａ 技能資格（英語）Ｂ	2 2	4	外国語科目	国際文化交流学科（注２）
		技能資格（英語）ａ 技能資格（英語）ｂ	2 2	4	選択必修	
		技能資格（英語）ＢⅠ 技能資格（英語）ＡⅠ	2 2	4	外国語科目 ただし，人間科学科は関連科目	英語英文学科及び国際文化交流学科を除く全学科（総合工学プログラムを含む。）（注３）
実用英語技能検定（公益財団法人日本英語検定協会） TOEFL®（国際教育交換協議会）（注１） TOEIC®（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）（注4） IELTS（公益財団法人日本英語検定協会）	２級 52点以上（470点以上） 500点以上 4.5以上	技能資格（英語）Ａ	2	2	外国語科目	国際文化交流学科（注２）
		技能資格（英語）ａ	2	2	選択必修	
		技能資格（英語）ＡⅠ	2	2	外国語科目 ただし，人間科学科は関連科目	英語英文学科及び国際文化交流学科を除く全学科（総合工学プログラムを含む。）（注３）
工業英語検定（公益社団法人日本工業英語協会）	１級	技能資格（工業英語）Ｃ 技能資格（工業英語）Ｂ 技能資格（工業英語）Ａ	2 2 2	6	外国語科目	工学部全学科（総合工学プログラムを含む。）
	２級・準２級	技能資格（工業英語）Ｂ 技能資格（工業英語）Ａ	2 2	4		
	３級	技能資格（工業英語）Ａ	2	2		

（注１）TOEFL®（TOEFL-ITP®を含む。）の認定基準の96点以上，71点以上，52点以上の数値はInternet－Based Scoreを示し，（　）の内の590点以上，530点以上，470点以上の数値はPaper－Based Scoreを示す。

（注２）国際文化交流学科における「実用英語技能検定」「TOEFL®」「TOEIC®」「IELTS」の認定は，入学前2年以内及び入学後の検定試験に合格した者を対象とする。また，認定科目群は申請時に決定する。

（注３）英語英文学科及び国際文化交流学科を除く全学科（総合工学プログラムを含む。）における「実用英語技能検定」「TOEFL®」「TOEIC®」「IELTS」の認定は，入学前2年以内及び入学後の検定試験に合格した者を対象とし，６単位を上限とする。

（注４）TOEIC®は，「TOEIC®-IP」を含む。

※TOEIC（TOEFL）はエデュケーショナル テスティング サービス（ETS）の登録商標です。

（横浜キャンパス対象）

（3）各種外国語（英語を除く）検定

検定試験	認定基準	認定科目の名称	単位	認定単位数	認定科目群	学部学科
実用フランス語技能検定（公益財団法人フランス語教育振興協会）	準２級以上	技能資格（フランス語）Ａ 技能資格（フランス語）Ｂ 技能資格（フランス語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	全学科（総合工学プログラムを含む。）
	３級	技能資格（フランス語）Ａ 技能資格（フランス語）Ｂ	2 2	4			
	４級	技能資格（フランス語）Ａ	2	2			
Delf Dalf（フランス国民教育省）	Ａ２以上	技能資格（フランス語）Ａ 技能資格（フランス語）Ｂ 技能資格（フランス語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	全学科（総合工学プログラムを含む）
	Ａ１	技能資格（フランス語）Ａ 技能資格（フランス語）Ｂ	2 2	4			
ドイツ語技能検定（公益財団法人ドイツ語学文学振興会）	２級以上	技能資格（ドイツ語）Ａ 技能資格（ドイツ語）Ｂ 技能資格（ドイツ語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	全学科（総合工学プログラムを含む。）
	３級	技能資格（ドイツ語）Ａ 技能資格（ドイツ語）Ｂ	2 2	4			
	４級	技能資格（ドイツ語）Ａ	2	2			
Goethe-Zertifikat（東京ドイツ文化センター）	Ｂ１以上	技能資格（ドイツ語）Ａ 技能資格（ドイツ語）Ｂ 技能資格（ドイツ語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	全学科（総合工学プログラムを含む）
	Ａ２以上	技能資格（ドイツ語）Ａ 技能資格（ドイツ語）Ｂ	2 2	4			
	Ａ１	技能資格（ドイツ語）Ａ	2	2			
D.E.L.E.：スペイン語検定（セルバンテス文化センター東京）（注４）	Ｂ２以上（注５）	技能資格（スペイン語）Ｄ 技能資格（スペイン語）Ｃ	2 2	4		関連科目	スペイン語学科
	Ｂ１（注５）	技能資格（スペイン語）Ｃ	2	2			
	Ｂ１以上（注５）	技能資格（スペイン語）Ａ 技能資格（スペイン語）Ｂ 技能資格（スペイン語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	スペイン語学科を除く全学科（総合工学プログラムを含む。）
	Ａ２	技能資格（スペイン語）Ａ 技能資格（スペイン語）Ｂ	2 2	4			
	Ａ１	技能資格（スペイン語）Ａ	2	2			
スペイン語技能検定（公益財団法人日本スペイン協会）	２級以上	技能資格（スペイン語）Ｃ	2	2		関連科目	スペイン語学科
		技能資格（スペイン語）Ａ 技能資格（スペイン語）Ｂ 技能資格（スペイン語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	スペイン語学科を除く全学科（総合工学プログラムを含む。）
	３級	技能資格（スペイン語）Ａ 技能資格（スペイン語）Ｂ	2 2	4			
	４級	技能資格（スペイン語）Ａ	2	2			
ハングル能力検定（特定非営利活動法人ハングル能力検定協会）	準２級以上	【2010年度以降入学者】 技能資格（韓国語）Ａ 技能資格（韓国語）Ｂ 技能資格（韓国語）Ｃ	2 2 2	6	2（注1）（注3）	外国語科目 ただし，国際文化交流学科，人間科学科，総合工学プログラムは関連科目	全学科（総合工学プログラムを含む。）
		【2009年度以前入学者】 技能資格（朝鮮語）Ａ 技能資格（朝鮮語）Ｂ 技能資格（朝鮮語）Ｃ	2 2 2	6			
	３級	【2010年度以降入学者】 技能資格（韓国語）Ａ 技能資格（韓国語）Ｂ	2 2	4			
		【2009年度以前入学者】 技能資格（朝鮮語）Ａ 技能資格（朝鮮語）Ｂ	2 2	4			

（出典:大学HP）

◎民間試験実施機関の多くは自己評価に対する**第三者評価**の必要性を認めている一方、これに要する**価格が重要な課題**となっているのが実態（平成29年度「検定試験の第三者評価に関する調査研究」報告書（全国検定振興機構））。

・評価側＝国民の理解・信頼が得られるだけの項目・内容を実施するには相応の経費を必要としつつ、実施費用獲得に苦慮

・実施機関側＝相当の費用をかけるだけの効果があるのか（費用対効果）が不明として支出に二の足

・結果、現時点での評価は機関側の了解が得られる費用内の内容・規模で行わざるを得ず、必ずしも十分なものにはなり得ない。大学が積極的に（条件付き？で）活用を進めることは機関側に第三者評価の実施を促すことにもなり、この**ジレンマを解消**して好循環が回るようになる。

◎**今後予想される問題**は、民間試験の活用の可否・適否より（当該試験受験の容易さ（地域差・価格差）と意欲等の判定との関係設定は課題だが）、活用が進んだ（進むべき）後での、

㋑民間試験結果を適用した合格者の**授業料の扱い**（単位認定される科目の授業料を徴収する根拠・当該授業料不払い要求への対応）

㋺大学での**教育の改善**（検定合格者に対する当該領域における追加教育の要否（内容・水準）、検定合格者とそれ以外との**教育内容の差**の要否

㋩大学で実施している**資格講座**（受講者・受講料）への影響

等が大きく（最大の障壁に）なるのではないか。

（特に実務教育を主眼として創設された専門職大学においては重要な課題か…）。

◎民間試験の個別入試における活用と、**共通試験における利用**は別に考える必要がある。前者は個別の判断に基づいて活用されれば良いが、後者は国（独法）が「大学を問わず」、「全国一律」に実施するものであり、公平性が重要な要素であるため、

㋑学習指導要領との**整合**（高校で教えていないことを判定する意味）

㋺受験**費用**（会場までの交通費含む）

㋩受験**機会**（受験時期・回数のバラつき）

㋥目的(及び配点)が異なる試験間の得点**調整**

等に配慮する必要があり、慎重であるべきではないか。

【補足】

（一発型）入試について

◎入試の目的は、

当該学生が自校の授業を理解し、研究を実施する力を持ち、自校の教育・研究を通じて卒業までに**成長・発展する資質・可能性があるかを判定**するためのものであり、そのためには当該学生の「過去・現在・未来」、即ち

㋑**過去**：高校段階の成績・活動
（内申書には学業成績だけでなく、性格や特徴・特技、学級内外での活動状況も記載）

㋺**現在**：共通（標準）テスト結果
（高校卒業段階で基礎的（求める水準は大学によって異なる）学力があることが判定できれば可）

㋩**未来**：志望動機・成長可能性
（当該大学でなぜ、何をしたいのか、そのためにどんな勉強・活動をしてきたのかにより、学習意欲・成長期待度（適性・潜在力）判定（←ｴｯｾｰや面接利用）

を根拠として用い、これらを総合的に判定するべき（＝「**エドミストンの3原則**」）であるのに、現行は、㋺段階について判定するのみ。

一発型入試における合格判定（受験生の過去や潜在力不問）

【イメージ】

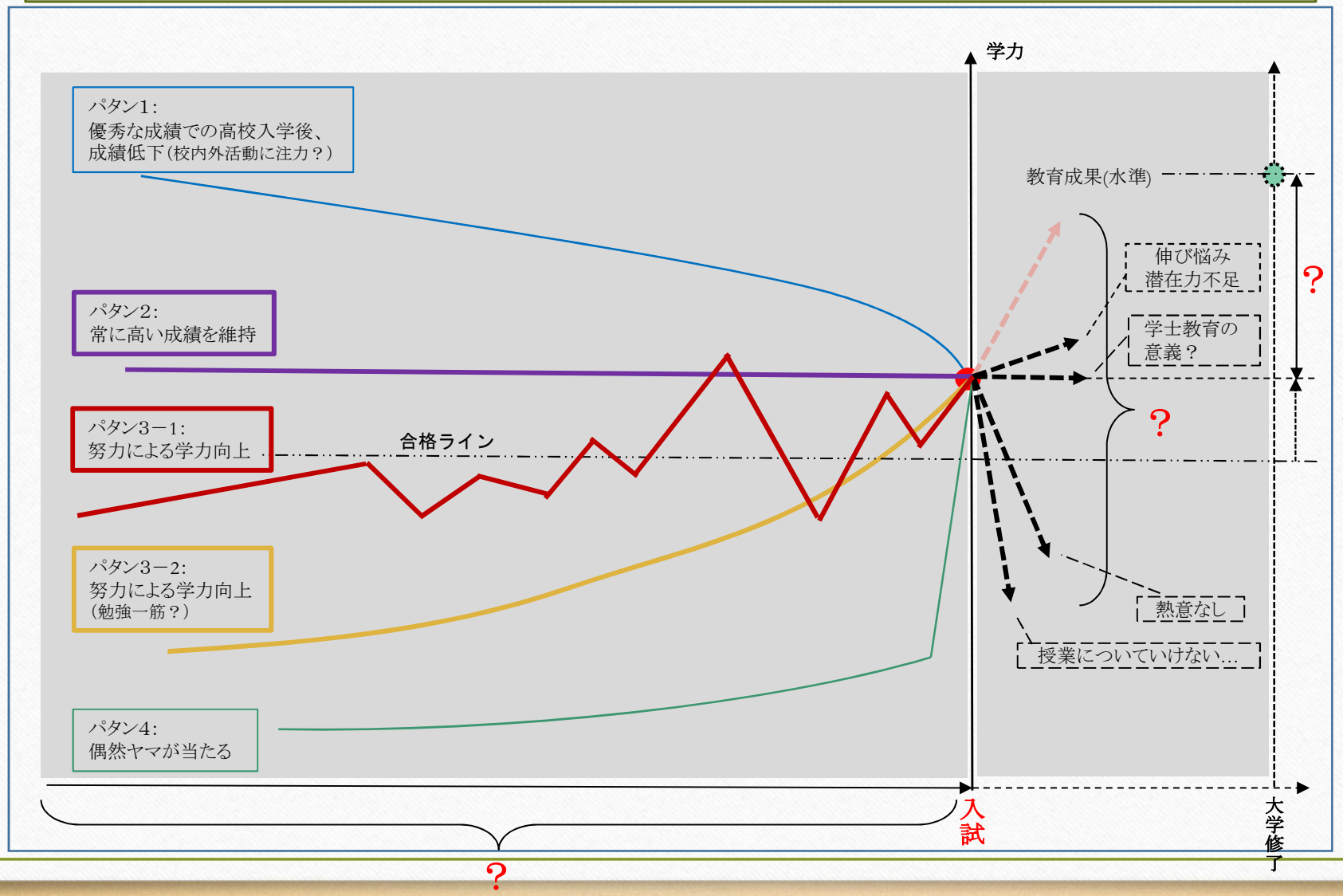

1978年バッキー裁判でハーバード大学が連邦最高裁に提出した文書

「(ハ大で)学術的な優秀さが入学審査の唯一の基準であったことは一度もない」

◎入試問題作成に際して、各大学では

・高校での教育（学習指導要領）の内容を把握・理解している教員は少ない（逆に、そのようなことをする(できる)教員は教育・研究が十分に行えないからだ、と低く見られる傾向）。

・問題文のチェック等に膨大な時間がかかりながら、手当は多くない反面、万が一、ミスが発生した場合の責任は重大であり、対応者確保に苦慮。加えて、入試の多様化により、**課題増**に拍車の傾向。

●結果、問題作成に苦慮（外注等含む）するか、学習指導要領とは無関係の問題を独自に出題するかに分化。

共に

アドミッション・ポリシーからの乖離

◎入試の効果について、

柴田洋三郎九州大学元副学長は学内での追跡調査の結果、

「大学における**学生の学習成果を規定するもの**は、一定の学力水準さえあれば選抜成績や受験学力の差ではなく、**入学初期に大学での教育**により習得された学習能力である。（「名ばかり大学生」光文社新書）」」ことを明らかにしている。

入学試験の成績(難問の出来不出来)よりも入学後の初期教育の方が、学生のその後の学びに対する影響力が強いということが明らかとなっているが、これは「**教育機関として当然**と言えば至極当然のこと(同書)」であり、（一発型）入試再考の契機。

選抜後に「分数の出来ない大学生」と批判

◎一発型入試を**採用する理由**として公平・公正さが挙げられるが、

入試は各校独自のアドミッションポリシーに基づいて行われるものであり、全ての受験生に公平・公正である必要はなく、ある程度恣意的な・独自の基準での選考は許されるべきもの

（事実、学生の多様性確保から人種に配慮したaffirmative actionは認められているし、大学の伝統を受け継ぐ趣旨で卒業生子弟の入学を優先するlegacy admission制度も一般的である（「アメリカの大学の裏側」朝日新書）。

~~トランプ大統領の娘婿のクシュナー氏が実父による多額の寄付でハーバードに入学したというのは公然の噂とされる~~。）

但し、それら制度は公にして実施することが重要であり、本邦の一部医学部入試で見られたように、特定の者による密室での判断(※)を「内々に」行うのは言語同断であって、問題が混同されている。

（※）どういう方針・方法で選考を行うかは大学の決定事項【cf.p3】（←文科省関与の範囲・補助金停止の正当性？）